

玄妙無爲、生成主要、濟物利人、宜行天下』と云ひ『所司卽於義寧坊建寺一所度僧廿一人』と見ゆるものと、長安志<sup>(十卷)</sup>に義寧坊街之北なる波斯胡寺を擧げて、註に『貞觀十二年、太宗爲大秦國胡僧阿羅斯立』と見ゆるものあるのみ、而して此の阿羅斯が阿羅本の誤なることは言を用ゐず、更に之に就て考ふるに、唐會要に見ゆるものは景教碑の一節と略ぼ同一にして、貞觀十二年の詔の抄録に過ぎず、また長安志に見ゆるものも、唐會要に見ゆる建寺の事を、其の實際に就きて確かめたるに過ぎず、されば阿羅本に關しては、此詔勅以外には全く史籍に就て知り得べきものなく、獨り建中二年同宗の僧景淨が記述せりと稱せらるゝ碑文の一節に據るの外あらざるなり、其曰ふ所によれば『太宗文皇帝、光華啓運、明聖臨人、大秦國有上德、曰阿羅本、占青雲而載眞經、望風律以馳艱險、貞觀九祀至於長安、帝使宰臣房公玄齡、惣仗西郊、賓迎入內、翻經書殿、問道禁闈、渾知正眞、特令傳授』と記し、又た『高宗大帝、克恭纘祖、潤色眞宗、而於諸州各置景寺、仍崇阿羅本、爲鎮國大法主』と、此等の記事が果して正確を得たるものなるかは、もとより思慮を要すべき所にして、先人既に議する所あり、景教碑文一篇の間、特に舞文の跡あるは、此の宗教を宣揚せんとせし人の作としては、誠に止むを得ざる所なるべし、今貞觀十二年の詔を據とし、碑文に見ゆるものを參考して、以て如上の比定に就て考ふるに、(イ)阿羅本は夙く貞觀九年長安に來れりと稱せられ<sup>(碑文)</sup>而して其の十二年には長安にありしことは固とより争ふ可らざるに、阿羅憾は高宗顯慶年中初めて召されしものにして、太宗時に於る阿羅本の如き事績は少しも認むるを得ず、兩者の間約二十年の相違あり。(ロ)阿羅本は只だ僧と云ひ、上徳と見え、また碑によれば高宗の時、鎮國大法主の尊稱を得たりと傳へられ、純然たる景教僧侶なるに反し、阿羅憾は波斯國大酋長として、右屯衛將軍上柱國金城郡開國公なる高官榮爵を擔ひ、一宗の高僧と